

決算報告

平成18年度の
健康保険と介護保険の
決算まとまる

健康保険の経常収支は4年続けたの黒字

当組合の平成18年度の健康保険と介護保険の決算が、去る7月27日に開催された組合会において承認されましたので、その概要についてお知らせします。

この結果、平成18年度の経常収支は5億13百万円の黒字となりました（2ページの表-1を参照）。

健康保険

平成18年度の経常収支は、4年続けたの黒字となりました。主な要因は、保険料収入の増加と保険給付費・拠出金の減少によります。

前年度と比較しますと、収入総額は58百万円増の26億31百万円となりました。このうち、保険料収入は1億35百万円増の24億58百万円となりました。

一方、支出総額は1億10百万円減の20億86百万円となりました。

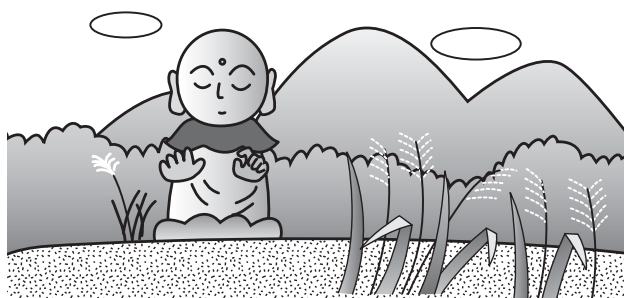
事務費は職員の減少等により8百万円減の1億14百万円となり、保険給付費は22百万円減の14億4百万円となりました。保険給付費については、診療報酬引き下げの効果のほか、暖冬の影響により例年冬場の医療費の支出増減に影響のある風邪やインフルエンザの罹患が少なかったことも減少の大きな要因となっています。

老人保健拠出金は1億24百万円減の3億円となりました。これは、平成18年度の概算拠出金額から、平成16年度の確定拠出金額の精算による差額87百万円が控除されたことによります。退職者給付拠出金は、平成17年度は事務費拠出金のみでしたが、平成18年度は、平成16年度の確定金額と平成18年度の概算金額との精算が行われ、53百万円となりました。保健事業費は総額で10百万円の減少となっています。



介護保険

介護保険の決算は、収入総額が2億50百万円、支出が総額2億35百万円で、収支は、15百万円の黒字となりました（2ページの表-2を参照）。





以上のとおり、当組合は4年連続の黒字となりました。平成19年度の決算は、医療給付費の増大に加えて老人保健・退職者給付の両拠出金が大幅に増加する見込みのため、若干の黒字に止まるものと予想しています。



ここ数年間の財政好転は、①平成14年度の老人保健制度他の法改正、②平成15年度の総報酬制導入や、患者自己負担率引き上げ他の法改正、③医療費の伸びの抑制、④加入事業所の事業状況が順調に推移していることによる、安定した保険料収入に負うところが大きいものと考えられます。

しかし、平成18年6月の医療制度改革関連法の成立を受けて、様々な制度の改革が段階的に実施されており、それに伴う費用が今後発生することになります。

特に、平成20年度からスタートする新しい高齢者医療制度では前期高齢者納付金、後期高齢者支援金や退職者給付拠出金、病床転換支援金といった拠出金、そして同年から始まる特定健診・特定保健指導にかかる費用が大きな負担となります。

また、新規に導入する保健事業の費用、健康保険システムにかかる費用などは、確実に増加すると予想しています。

当組合のここ5年間の一般保険料率は65 / 1000と一定ですが、保険料率を改定せざるを得なくなる必要が生じる場合もあり得ます。

このような環境の中で、当組合では保健事業の充実を図る一方、事務処理の効率化を推進し、経費の削減に努めていきます。

皆様におかれましては、当組合の現況をご理解のうえ、引き続き健康管理と疾病予防に努めていただくことで、医療費の節減と組合財政の健全化について、より一層のご協力をいただきますようお願い申し上げます。



表－1 平成18年度健康保険決算概要

科 目	決 算 額
収 入	
保 険 料	2,457,871千円
* 調 整 保 険 料	48,532
繰 越 金 と 繰 入 金	14,797
* 財政調整事業交付金と補助金	31,562
雑 収 入 他	78,438
計	2,631,200
支 出	
事 務 費	113,935
保 険 給 付 費	1,403,912
老 人 保 健 拠 出 金	299,896
退 職 者 給 付 拠 出 金	52,845
保 健 事 業 費	161,741
* 財 政 調 整 事 業 拠 出 金	47,334
* 調 整 保 険 料 還 付 金	28
* 営 繕 費	0
連 合 会 費 他	5,955
計	2,085,646
収 入 支 出 差 引 額	545,554

経常収支	
経 常 収 入 合 計	2,551,106
経 常 支 出 合 計	2,038,284
経 常 収 入 支 出 差 引 額	512,822

注、経常収入および経常支出は、それぞれ収入、支出の合計から*印の項目を控除したもの

表－2 平成18年度介護保険決算概要

科 目	決 算 額
収 入	
介 護 保 険 料	249,852千円
そ の 他 収 入	35
計	249,887
支 出	
介 護 納 付 金	234,404
そ の 他 支 出	167
計	234,571
収 入 支 出 差 引 額	15,316

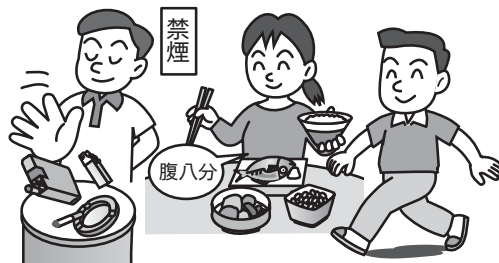
秋の健康づくりのご案内

毎年10月は健康保険組合連合会が定めた「健康強調月間」です。当組合もその一環として、健康づくりのため、秋の催し物・健診を次のとおり実施しますので、積極的にご参加ください。

今年度もスローガンは『未来のあなたに健康貯蓄』です。サブスローガンは次のとおりです。

サブスローガン

- ①腹回り気になった日からウオーキング（運動）
- ②腹八分おなか回りに効いてきます（食生活）
- ③吸わないと決めたあなたにありがとう（禁煙）
- ④心の健康見つけようゆとりの時間（メンタルヘルス）



フォトコンテスト作品を募集します！

平成19年度も健保連主催のフォトコンテストに参加します。「健康であることの喜び」をテーマとした写真を募集します（締切日は平成19年10月23日火）。詳しくは、7月下旬に各事業所宛に発送した実施案内（任継者・特退者へは直接自宅宛に案内を送付）をご覧ください。組合ホームページに掲載の「ニュースとお知らせ」をご覧ください。

各種健診・検診のお知らせ

●胃・大腸集団健診●

胃・大腸疾患（がんを含む）の早期発見のための健診です。

- 健診方法 レントゲン検査と検便
- 健診実施時期 事業所により異なります
- 対象者 30歳以上の被保険者
(人間ドック受診者は除く)
- 自己負担金 なし



●肺がん検診●

たばこを吸っている方や、せき・体重減などの自覚症状がある方は検診を受けてください。レントゲンではわかりにくい、肺の入り口に近い気管支部分の検査です。

- 検診方法 たんの細胞診検査
- 検診実施時期 9月 ※希望者はご相談ください
- 対象者 40歳以上の被保険者と被扶養者
- 自己負担金 800円



8月から

特退窓口専用ダイヤルを設置しました！

平成10年10月に特例退職被保険者制度を導入して9年が経過し、現在では被保険者数は800名を超え、被扶養者を合計すると約1,600名となりました。特例退職被保険者から組合への問い合わせも多いことから、本年8月より、特退窓口として専用ダイヤルを次のとおり設置しました。

特退専用ダイヤル：03-5437-7844

本ダイヤルに電話していただくと特退担当者に直接つながりますので、ご利用願います。なお、本ダイヤルが話し中の場合で、お急ぎのご用件の方は、今までどおり代表番号におかけ願います。



PET検診の組合補助と脳ドックの導入について

1 10月からPET検診の組合補助がスタート！

平成17年度にがんの早期発見を目的として、PET検診*を導入しました。しかし、検査料金が高額で全額自己負担のため、利用者があまりいない状態が続いていました。

このため、がん対策の一環として被保険者・被扶養者の皆様のがんの早期発見・早期治療の一助とすべく、検査料金の一部を組合が補助する制度を導入します。詳しい内容については、各事業所および任継者・特退者には書面で通知しますが、概略は次のとおりです。

※PETとは、Positron Emission Tomography＝ポジトロン・エミッション・トモグラフィー（陽電子放射断層撮影）の略です。

(1)契約先

株式会社PET NET JAPAN(ペットネットジャパン)

※現行どおり

(2)導入時期

平成19年10月1日(月)

(3)受診対象者

被保険者：35歳以上、被扶養者：40歳以上

(4)組合補助額

1年度（4月～翌年2月）1人1回のみ
70,000円

※当組合と株式会社PET NET JAPANとの契約による割引特典を含みます。

(5)受診者負担額（検査施設窓口で支払う金額）

割引前の検査料金から70,000円を差引いた金額。

(6)人間ドックとの併用

PET検診は、人間ドックとは異なる趣旨・目的で導入するため、人間ドック受診との併用を認めます。

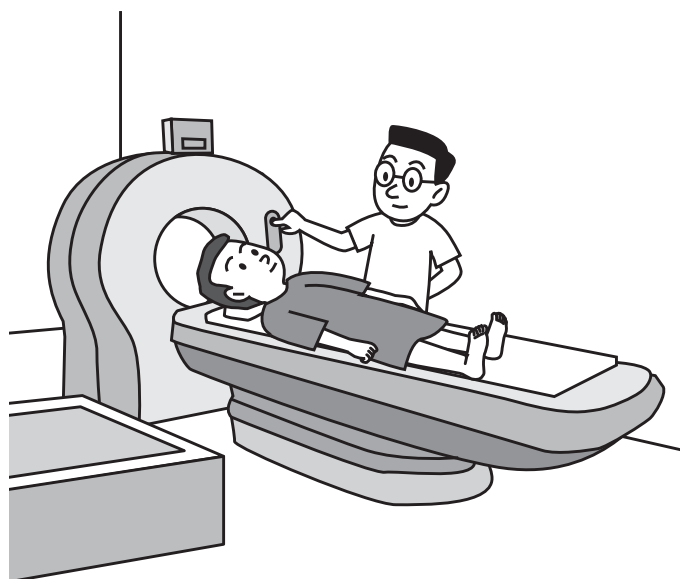
(7)組合補助対象

株式会社PET NET JAPANが提携している検査施設のうちに、当組合が補助の対象として指定した施設および検査のコースとします。

なお、対象となる検査施設およびコースは、平成19年9月1日現在、37施設、107コースです（対象外のコースあるいは同社と提携していない検査施設での受診は、補助の対象外となります）。詳しい施設およびコースについては、組合ホームページまたは別途通知する案内に記載しています。

(8)申込方法

組合ホームページまたは別途通知する案内をご覧ください。



！ 検査結果の組合提供について ！

組合が料金の一部を負担し保健事業として実施するため、利用申込時に、検査施設または受診者から組合に対して検査結果の提供を受けることについて受診者の同意を得ます。**なお、同意を得られない場合は、検査費用は全額本人負担となります。**

※受診者から検査結果の提供を受けるのは、検査施設によっては検査結果を2部作成していない場合があるためです。

